

退職後の職務発明の帰属 ～退職後の発明が元の企業の職務発明に該当するか否かの 4つの判定基準～

中国知的財産権訴訟判例解説（第88回）

李堅毅
再審申請人（一審被告、二審上訴人）

深セン市衛邦科技有限公司
再審申請人（一審原告、二審被上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国において職務発明についての特許を出願する権利は原始的に企業側に属する（専利法第6条）。また退職から1年以内になされた発明も元の企業の本来の職務に関係する場合、職務発明として特許を出願する権利は元の企業に属する（実施細則第12条）。

ここで問題となるのが退職後1年以内にされた発明が、以前属していた企業での本来の職務または与えられた任務と関係のある発明と言えるか否かが問題となる。

本事件において、最高人民法院は、被告従業員の前職での職務及び特許の内容等を総合的に考慮して、退職後になされた発明は元の企業の職務発明に該当すると判断した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

李堅毅（被告）は、「静脈用薬自動配合設備及び揺動型ターンテーブル式調剤装置」と称する中国発明特許ZL201310293690（690特許）を所有している。690特許は、2013年7月12日に出願され、2015年3月11日に登録された。

1 最高人民法院2019年12月31日判決（2019）最高法民申6342号